

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2018年 GW月号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

労働社会保険関係法令 H30.4 からの改正

- 労災保険率の改定** 過去3年間の災害発生状況などを考慮し、3業種引上げ、20業種引下げ、31業種据え置き。特別加入保険料率9業種引下げ。
- 精神障害者である短時間労働者の法定雇用率** 新規雇入れから3年以内の方又は障害者手帳取得から3年以内の方であれば、短時間労働者通常0.5人カウントのところ1人としてカウント。
- 雇用保険料率の改定** 据え置き。
- 年金額改定** 据え置き。
- 国民年金保険料額** 16,340円(150円↓)。
- 子ども子育て拠出金率** 1000分の2.3から1000分の2.9へ引上げ。(5月納付分より)
- H30年度介護報酬改定** 0.54%アップ。

マイナンバーの届出

○ハローワーク

H30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にその記載・添付がない場合には届出が返戻されてしまいます。

届出済の場合は欄外に「マイナンバー届出済」と記載することにより省略可。

○協会けんぽ

被扶養者資格再確認及び個人番号未取得者番号収集の実施。H30年6月上旬から、事業主様へ「被扶養者状況リスト」「マイナンバー確認リスト」が送付されます。提出期限がありますのでご確認ください。

不明な点は弊所までご相談下さい。

○日本年金機構

H30年3月5日以降マイナンバーを活用し、住民票を変更された**被保険者の住所・氏名変更届**は省略できることになりましたので、**弊所へのご連絡**だけで結構です。氏名が変更されると新しい保険証が送付されてきます。古い保険証は弊所までお戻し下さい。被扶養者(第3号被保険者除く)の**氏名変更届**はシステム上必要となっています。

平成30年度 年度更新手続

一般の事業所の労働保険年度更新に関する労働保険料(労災・雇用)の**申告・納付期間は、6月1日から7月10日まで**となっております。平成29年度(平成29年4月～平成30年3月まで)の給与・賞与データの整理・準備をお願いします。

【労働保険対象者の扱い】

ア)派遣社員…労災・雇用保険とも申告は派遣元

イ)出向者…労災保険の申告は出向先、雇用保険は生計を維持するのに必要な主たる賃金を受け取る会社ウ)兼務役員…労働者としての「賃金」のみ算入「役員報酬」は対象外

エ)短時間労働者(パート・アルバイト)…労災は全て対象。

雇用保険は、①31日以上雇用見込みがある

②1週間当たりの所定労働時間が20時間以上

①②共、要件を満たせば対象。(昼間学生は除く。)

その他例外あり)



GWに向けて 頑張りましょう(^^)!

弊所のGWスケジュールは暦通りです。